

療養費の料金改定について

あはき療養費の令和6年度料金改定案が出ています。

そのまま施行に至ると思われますが、時期は6月1日と10月1日の2回に分かれています。様々な変更がありますので、詳細は

<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001249723.pdf>

を確認していただくようお願いいたします。また、療養費適正強化講習会では解説をさせていただきます。

療養費の改定率は医科の診療報酬改定率の半分为慣例で、今回もそうになっています（+0.26%）。その増加以外の各改定は、限られた財源の割り振り方を適切にするべく変えられたことになります。

はりきゅう6月1日料金改定（案）

初検料 1術 1780円→1950円、2術 1860円→2230円

施術料 1術 1550円→1610円、2術 1610円→1770円

電療料（加算） 34円→100円

あん摩マッサージ指圧6月1日料金改定（案）

1局所につき 350円→450円

温罨法を併施（1回） 125円→180円

温罨法を併施+電気光線器具使用（1回） 160円→300円

変形徒手矯正術（1肢につき） 450円→470円

料金改定の主要素

1. 往療料の距離加算の廃止（令和6年10月1日施行）
2. 離島や中山間地など地域にかかる加算の創設（令和6年10月1日施行）
3. 往療料の見直し及び訪問施術料の創設（令和6年10月1日施行）
4. 料金包括化の推進（令和6年10月1日施行）
5. 同一日・同一建物への施術（令和6年10月1日施行）
6. 物価高騰等への対応
7. その他の見直し

（民生労災委員会 喜多）